

境夢みなとターミナル（竹内南岸壁）における

出店者（消費税免税店含む）の募集について

境夢みなとターミナル（竹内南）での臨時出店を希望される事業者を下記のとおり募集します。

記

① 出店資格

以下（１）、（２）、（３）の要件を満たす事業者に限ります。

※消費税免税店の場合は（４）を含む。

- （１） 鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所等を有する事業者
- （２） 鳥取県又は島根県の特産品又は生産品の加工及び販売が可能な事業者
- （３） 鳥取県又は島根県に関する観光及びレジャーに資する事業者
- （４） 既に輸出物品販売場を経営する事業者

② 出店場所

名称	住所	寄港予定日
境夢みなとターミナル（竹内南岸壁）	鳥取県境港市竹内団地252-2	9/21(日)、9/25(木)

③ 出店数

10店舗程度（飲食店舗・物販店舗・レジャー関連店舗等）

※希望者多数の場合や運営上の都合により出店面積のご希望に添えない場合がございます。

※上限を超える応募があった場合は抽選にて選定させていただきますので、予めご了承ください。

④ 2025年9月クルーズ客船寄港時の物販計画

	寄港日	入港	出港	船名	乗客定員	乗客の 主な国籍	出店時間	退場時間	前港	後港
1	9/21(日)	7:00	17:00	コスタ・セレーナ	2,930名	韓国	7:00	17:00	舞鶴	釜山
2	9/25(木)	7:00	17:00	ダイヤモンド・プリンセス	2,706名	日本/欧米	7:00	17:00	敦賀	釜山

⑤ 出店申込方法

〈申込期日〉 **令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5時まで** にご提出ください。

〈提出先〉 〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地252-2 境夢みなとターミナル 物販担当
【TEL】0859-46-0688 【FAX】0859-46-0680 【E-mail】 info@sakai-tottori.jp

〈提出書類〉 ・2025年境港客船寄港時の境夢みなとターミナル販売出店申請書（様式1）
・消費税免税店の場合は既に輸出物品販売場を経営する事業者であることを証する書類（写）
・飲食出店（仕出し、弁当等）の場合は飲食店営業許可書等資料（写）
・飲食出店（その場での調理等）の場合は露店販売許可書等資料（写）
※飲食出店の場合、販売商品に消費期限の明記（シールなど）をお願いいたします。

⑥ 境夢みなとターミナル及び港湾施設使用料：出店料として1㎡あたり70円（税込）を頂戴いたします。

※使用料例：縦3m×横3m/630円（税込）、縦3m×横6m/1,260円（税込）

※同一区画内に複数店舗が出店する際は、1区画あたり使用料÷店舗数で算出いたします。

※利用料は**当日の現金支払い、もしくは銀行振込でのお支払い**をお願いいたします。

（当日支払いの場合は、お釣りのご準備はいたしませんので、予めご準備の上ご来館下さい。）

⑦ 設営経費等

- （１） 使用面積は、1事業者あたり縦3m×横3m又は縦3m×横6m以内とします。
- （２） 出店時の搬入出及び設営等に係る経費は、出店業者負担とし搬入出方法は別途お知らせします。
- （３） 物販関係者の営業時間（撤去含む）は、④の項目内「出店時間」、「退出時間」のとおりです。

⑧ クルーズ客船寄港中止について

寄港スケジュールの変更や悪天候等のやむを得ない事象により寄港中止となった場合、発生した損害は出店事業者様にて負担いただきます。予めご了承ください。

⑨ その他

(1) 電源設備について

・境夢みなとターミナルでの出店の際は、1店舗500wまで使用可能です。

※上記以上の電力量が必要な場合は、他の出店業者と調整しますが、ご希望に添えない場合もございます。

・岸壁には電源設備がないため、必要であれば各事業者で発電機等の準備をお願いします。

(2) 調理等に使用する水については各事業者で準備し、排水は各自持ち帰り適正に処分してください。

(3) 火気使用について

・境夢みなとターミナル館内は火気厳禁のため、ガス調理器等の使用いただけません。

・岸壁における火気使用については、事前に関係機関と協議をお願いいたします。

(4) 各事業者が持ち込んだ備品、資材、発生したゴミについては、各自お持ち帰りください。

※飲食店・販売にて発生したゴミも含む。ゴミ箱は各事業者にてご準備ください。

(5) 出店に関係する他機関への手続きは出店者自ら行っていただきますようお願いします。

(6) 暴力団の排除について

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

・次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

⑩ 出店スケジュール

8/21(木) 出店申請開始

8/28(木) 出店申請書〆切 ※午後5時必着

8/31(日) 出店者確定通知メール送付

9/ 8(月) 施設使用許可申請書提出〆切

9/20(土) コスタ・セレーナ前日設営・搬入（13：00～18：00）

9/21(日) コスタ・セレーナ寄港（当日設営・搬入は入港1時間前から）

※寄港当日の乗客下船時にはサービス提供及び販売開始又は商品が見える様にお願いいたします。

※寄港当日の撤去は全ての乗客が乗船後から開始するようお願いいたします。

9/23(火) コスタ・セレーナ出店者アンケート提出〆切

9/24(水) ダイヤモンド・プリンセス前日設営・搬入(13:00~18:00)

9/25(木) ダイヤモンド・プリンセス (当日設営・搬入は入港1時間前から)

※寄港当日の乗客下船時にはサービス提供及び販売開始又は商品が見える様をお願いいたします。

※寄港当日の撤去は全ての乗客が乗船後から開始するようお願いいたします。

9/27(土) ダイヤモンド・プリンセス出店者アンケート提出〆切